

## 民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被告となっている訴訟の判決言渡しが平成30年12月13日に広島地方裁判所呉支部において行われ、原告の請求は、棄却されました。

また、原告は、控訴期限までに控訴しなかったため、呉市勝訴の判決が確定しました。

### 1 事件の概要

原告が使用している給水管が口径サイズ70ミリメートルであるにもかかわらず、呉市が口径サイズ150ミリメートルの基本料金を前提とする過大な水道料金を課金したことにより、原告は平成17年10月1日から平成27年10月8日までの間において、多く水道料金を支払わされる損害を被ったなどとして、合計16,493,400円及び当該遅延損害金の支払を求めて提訴し、判決の言渡しが行われました。

- (1) 事件番号等 平成29年（ワ）第4号損害賠償等請求事件
- (2) 提訴年月日 平成29年1月6日
- (3) 管轄裁判所 広島地方裁判所呉支部
- (4) 原告 株式会社ゆうとぴあセトウチ
- (5) 訴 額 16,493,400円

### 2 判決主文

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

### 3 判決の要旨

呉市が水道事業者として、本件施設について口径75mmの水道メータを設置すべき義務を負っていたとは認められず、また、水道事業に関する関係法令において、個別の水道需要者の需要量を予測・勘案し、水道料金を軽減するための措置をとるよう水道需要者に周知する義務を課する定めもなく、原告こそが水道需要者として、水道メータの口径変更の要否等を検討し、必要な措置を講ずる責任を負っていたものというべきであり、呉市が原告に対する不法行為責任、不当利得返還義務及び債務不履行責任を負うものとは認められない。

よって、原告の請求はいずれも理由がない。